

13 経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）

事業再生計画を作成し、事業再生に取り組む方を対象として、低い保証料率でご利用いただける保証制度です。

資格要件	①～⑫のいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導または助言を受けて作成された事業再生計画 ② 中小企業活性化協議会及び産業復興相談センターの指導・助言を受けた事業再生計画 ③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画 ④ 整理回収機構が策定を支援した再生計画 ⑤ 地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画 ⑥ 東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画 ⑦ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画 ⑧ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき成立した計画であって、一定の要件をみたすもの ⑨ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画 ⑩ 中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画 ⑪ 経営サポート会議による検討に基づき作成または決定された事業再生計画 ⑫ 認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生計画
資金用途	運転・設備・返済資金（事業計画の実施に必要な事業資金）
保証限度額	2億8,000万円（組合等の場合、4億8,000万円）
保証期間	一括返済：1年以内 均等分割返済：15年以内（据置期間3年以内）
保証割合	責任共有対象（80%保証） ※既存の責任共有対象外の保証付融資または、危機関連保証の指定期間中に申込受付かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号の既往借入金を同額以内で借換する場合、責任共有対象外となります。
貸付金利	金融機関所定利率
返済方法	一括返済または均等分割返済
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 ※一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする取り扱いが可能です。 詳細は「 経営者保証を不要とする取り扱いについて 」をご覧ください。
保証料率	国の保証料補助により年0.30%～年0.75% 補助前： 【責任共有対象】年0.80%～年1.25%（経営者保証免除対応を適用する場合、年1.00%） 【責任共有対象外】年1.00%～年1.45%（経営者保証免除対応を適用する場合、年1.20%） ※いずれの場合も条件変更に伴い、追加して生じる保証料は補助対象外
必要書類	・所定の申込書類一式 ・資格要件に規定する再生計画 ・経営者保証免除対応を適用する場合：経営者保証免除対応確認書
備考	・貸付実行後、定期的に計画の実施状況を報告する必要があります。 ・固定かつ低利でご利用いただける和歌山県中小企業融資制度（資金繰り安定資金[経営改善・事業再生]）がございます。（令和7年4月1日改正） 和歌山県中小企業融資制度は国・県等が信用保証料の一部を負担することで、信用保証料率が引き下げられております。詳細は「 和歌山県中小企業融資制度ご案内 」をご覧ください。
取扱期間	令和8年3月31日保証協会申込受付分まで

※上記は制度の概要となります。保証制度に関する詳細は、保証協会本所または、支所の各担当窓口までご照会ください。